

○国土交通省告示第二百二十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第三項の規定に基づき、床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

一 (略)

二 床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）

の根太又ははり（以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をJIS A五五〇八（くぎ）一二〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するよう

にすること。

イ 床組及び小屋ばり組を設ける建築物の階数が二以下であること

ロ (略)

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（令第四十六条第四項の表一の軸組の種類に掲げるものをいう。以下同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i) (略)

(ii) 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長（耐力壁の長さに当該壁の倍率（令第四十六条第四項の表一の倍率の欄に掲げる数値をいう。）を乗じた値をいう。）を有する平面上の線

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

一 (略)

二 床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）

の根太又ははり（以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をJIS G五五〇八（くぎ）一二〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するよう

にすること。

イ (新設)

ロ (略)

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（令第四十六条第四項の表一の軸組の種類に掲げるものをいう。以下同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i) (略)

(ii) 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長（耐力壁の長さに当該壁の倍率（令第四十六条第四項の表一の倍率の欄に掲げる数値をいう。）を乗じた値をいう。以下同じ。）を有する平面上の線

ニ|| (略)
 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比（以下「アスペクト比」という。）が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。

耐力壁線の配置	アスペクト比		階数が一の建築物	床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもがハ(ii)に該当する場合	右に掲げる場合以外の場合
			階数が二の建築物の一階	上欄に掲げる場合以外の場合	○・七
	アスペクト比	階数が二の建築物の一階	二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上にある場合	○・四	○・七
		階数が二の建築物の二階		○・四	○・七

ハ|| (略)
 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比（以下「アスペクト比」という。）が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。

耐力壁線の配置	アスペクト比		階数が一の建築物	床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもがロ(ii)に該当する場合	右に掲げる場合以外の場合
			階数が二の建築物の一階	上欄に掲げる場合以外の場合	○・七
	アスペクト比	階数が二の建築物の一階	二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上にある場合	○・四	○・七
		階数が二の建築物の二階		○・四	○・七

該当するものの直上の二階の耐力壁線がハ(i)に該当するものである場合には、○・八)

三

床組が前二号に掲げる基準のいずれかに適合し、かつ、小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）の軒桁に対して、たるき（JIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するN五〇を百三十五ミリメートル以上の間隔で二本ずつ用いて、野地板（厚さ十五ミリメートル、幅百八ミリメートル以上のものに限る。）を打ち付けるものに限る。以下同じ。）を、その両側面からJIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するN七五を用いて打ち付けるとともに、当該小屋ばり組の小屋ばりに対して、小屋束を、短ほど差し及びかすがい両面打ちにより緊結すること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。

イ 小屋ばり組を設ける建築物の階数が二以下であること。

ロ 小屋ばりの長さが八メートル以下であること。

ハ 小屋ばりと軒桁とは、かぶとあり掛け及び羽子板ボルト締めにより緊結すること。

ニ 小屋ばり組に係る屋根の形式は切妻屋根（小屋組に切妻壁又は梁筋かいを設けたものに限る。）とすること。

ホ 小屋ばり組に係る小屋束に対して、棟木及びもやを、長ほど差し及びかすがい両面打ちにより緊結すること。ただし、当該小屋束に接する横架材の相互間の垂直距離が六百ミリメートルを超え

（新設）

該当するものの直上の二階の耐力壁線がロ(i)に該当するものである場合には、○・八)

る場合にあつては、小屋組の桁行方向に、厚さ二十七ミリメートル以上、幅百五ミリメートル以上の小屋貫又は厚さ十五ミリメートル、幅九十ミリメートル以上の桁行筋かい（端部をJIS A 五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するN五〇を二本以上用いて小屋束に打ち付けるものに限る。）を設けること。

へ 小屋ばり組に緊結するたるきを、棟木及びもやに対して、その両側面からJIS A 五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するN七五を用いて打ち付けること。

ト 小屋ばり組が接する階の桁行方向の壁率比（平成十二年建設省告示第千三百五十二号第二号に規定する壁率比をいう。以下同じ。）が〇・五以上であること。

チ 小屋ばり組が接する階の、張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（以下「側端部分」という。）を除いた部分について、存在壁量（その階の桁行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組について、令第四十六条第四項の表一の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計をいう。以下同じ。）が、必要壁量（その階の床面積（その階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に同項の表二に掲げる数値を乗じた数値をいう。以下同じ。）に次の表に掲げる数値を乗じて得た数値以上となること。

小屋ばりの長さ		建築物の桁行方向の側端部分を除いた部分に必要な壁量の割合	
		階数が一の建築物	階数が二の建築物
桁行方	桁行方	桁行方	桁行方
桁行方	桁行方	桁行方	桁行方

リ 小屋ばり組が接する階の、桁行方向の各側端部分のそれぞれについて、存在壁量が、必要壁量に〇・二五を乗じて得た数値以上となること。

下 トル 以 八 メ ー	五 〇 ・ 一	下 トル 以 六 メ ー	五 〇 ・ 〇	下 トル 以 四 メ ー	〇	向の壁 率比が 〇・九 以上の 場合
五 〇 ・ 二	五 〇 ・ 一	五 〇 ・ 一	〇	〇	向の壁 率比が 〇・七 以上〇 ・九未 満の場 合	
五 〇 ・ 三	五 〇 ・ 二	五 〇 ・ 二	五 〇 ・ 〇	五 〇 ・ 〇	向の壁 率比が 〇・五 以上〇 ・七未 満の場 合	
五 〇 ・ 二	五 〇 ・ 一	五 〇 ・ 一	〇	〇	向の壁 率比が 〇・九 以上の 場合	
五 〇 ・ 三	五 〇 ・ 二	五 〇 ・ 二	〇 ・ 一	〇 ・ 一	向の壁 率比が 〇・七 以上〇 ・九未 満の場 合	
〇 ・ 四	五 〇 ・ 三	五 〇 ・ 三	〇 ・ 二	〇 ・ 二	向の壁 率比が 〇・五 以上〇 ・七未 満の場 合	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。